

工事費内訳書における労務費等の記載義務化について（お知らせ）

改正「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の全面施行（令和7年12月12日）に伴い、入札時に提出する工事費内訳書において材料費及び労務費等の記載が義務付けられました。

これに伴い、令和8年度以降に入札手続（入札公告又は指名通知）を開始する建設工事から、当該経費を記載した積算内訳書をご提出いただきます。また、本取組に伴い、各務原市工事請負契約約款及び各務原市工事請負契約約款を改正します。

改正後の約款はリンク先にてご確認ください。

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/internet/shinseisho/1004827/1004836.html>

記

（1）入札参加事業者作成の工事費内訳書に必ず記載しなければならない項目

- ・材料費
- ・労務費
- ・法定福利費の事業主負担額
- ・建設業退職金共済制度の掛金
- ・安全衛生経費

（2）内訳書への記載方法

別紙1の記載例のように追加して記入してください。また、工事費欄外の明示や別紙での提出も可能です。別紙により提出する場合には、必ず工事費内訳書と同時に提出してください。

（3）対象工事

一般競争入札及び指名競争入札により発注する全工事

※随意契約は対象外です。

（4）その他

当面の間、当該経費について市場単価方式や標準単価方式等を活用している等により算出が困難な場合に限り、以下の通り取り扱います。

- ① 当該経費すべてを計上できなければ「算出不能」「計上不可」等その旨が分かるように記載すること。
- ② 当該経費の一部のみ計上できなければ計上可能な分のみ記載し、一部のみ計上していることがわかるように記載すること。

なお、周知期間の暫定措置として、令和8年5月31日までに入札手続を開始す

る建設工事については、当改正の記載事項がない場合でも入札を無効としないこととしますが、当改正の記載事項以外で内訳書の不備があった場合は従前どおり無効となります。(詳細は別紙1参照)

(5) 参考・関係条文抜粋

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳(材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。)を記載した書類を提出しなければならない。

第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

○建設業法施行規則及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和7年12月12日施行)

(適正な施工を確保するために不可欠な経費)

第十三条の十二 法第二十条第一項の国土交通省令で定める経費は、次のとおりとする。

- 一 法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)
- 二 安全衛生経費(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成二十八年法律第百十一号)第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)
- 三 建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金

○工事費内訳書 記載項目説明資料

労務費ダмпिंगを防止するための公共発注者向けガイドライン(国土交通省不動産・建設経済局)

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001972220.pdf

○労務費に関する基準ポータルサイト(国土交通省)

<https://roumuhi.mlit.go.jp/>

担当

各務原市役所総務部契約経理課

契約第一係

058-383-1463(直通)

記載例 土木工事		工事費内訳書			工種： ○○工事	
名称	数量	単位	金額	備考		
直接工事費計	1	式	5,000,000	うち材料費	00,000,000円	
				うち労務費	00,000,000円	
共通仮設費計	1	式	3,500,000			
現場管理費計	1	式	2,500,000	うち建退共制度の掛金	00,000,000円	
				うち法定福利費の事業主負担額	00,000,000円	
工事原価				工事原価のうち安全衛生経費	00,000,000円	
一般管理費計	1	式	913,521			
合計	1	式	11,913,521			

契約件名：○○○○○○○○○○工事
 契約番号：○○○○○○○○○○
 商号又は名称：○○建設株式会社
 代表者職氏名：代表取締役 各務原 太郎

記載例 営繕工事 別紙で提出する場合		工事費内訳書	
契約番号			
契約件名			
費目	金額(税抜)		
直接工事費のうち、材料費			
直接工事費のうち、労務費			
現場管理費のうち、建退共制度の掛金			
工事原価のうち、現場労働者の法定福利費の事業主負担額			
工事原価のうち、安全衛生経費			

・工事原価とは、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費の合計をいう。
 ・市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合は以下の通り取扱います。
 ①当該経費すべてを計上できなければ「算出不能」「計上不可」等その旨が分かるように記載すること。
 ②当該経費の一部のみ計上できなければ計上可能な分のみ記載し、一部のみ計上していることがわかるように記載すること。
 ・建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合は、「現場管理費のうち、建退共制度の掛金」の欄には「-」と記載すること。